

総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- ②要支援1・2の認定を受けた方

サービス内容

●訪問型サービス

①介護予防型訪問サービス

入浴介助が必要な方や、認知機能の低下または退院直後で専門的なサービスが必要な方へホームヘルパーが訪問し、生活上の支援を行います。

②家事援助型訪問サービス

身体介護を伴わない、調理や買い物の援助を行います。

③移動支援型訪問サービス

通院する際の送迎・乗降介助を行います。

●通所型サービス

①介護予防型通所サービス

通所介護施設で入浴介助と生活機能の向上のためのリハビリを提供します。

②閉じこもり予防型通所サービス

閉じこもりや認知症予防等を目的としたレクリエーション、体操等を実施します。



一般介護予防事業

対象者

65歳以上のすべての高齢者

サービス内容

- いきいき100歳体操（事業詳細はP.15を参照。実施団体はP.16～P.17を参照）
各町の公民館などを利用して、軽い重りを使った運動を行います。



介護予防サービス

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※費用は施設の体制などによって異なります。

※「地域密着型サービス」については40・41ページをご覧ください。

※自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

かいごよぼうしえん 介護予防支援

地域包括支援センターの担当職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。



介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

自宅を訪問してもらう

かいごよぼう 介護予防 ほうもんにゅうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。



自己負担(1割)のめやす

1回	856円
----	------

かいごよぼうほうもん 介護予防訪問 リハビリテーション

専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。



自己負担(1割)のめやす

1回	298円
----	------

サービスの種類と費用のめやす
介護予防サービス

※自己負担のめやすは、制度改正等により変更になることがあります。

お医者さんの指導のものと助言・管理

かいごよぼう
介護予防
きょたくりょうようかんりしどう
居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担(1割)のめやす
【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515 円
歯科医師の場合(月2回まで)	517 円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566 円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518 円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362 円

かいごよぼうほうもんかんご
介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

自己負担(1割)のめやす

病院・診療所から	20分～30分未満	382 円
	30分～1時間未満	553 円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	451 円
	30分～1時間未満	794 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

かいごよぼうつうしよ
介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの
自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・栄養改善 200 円/月
- ・口腔機能向上 150 円/月 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。



短期間施設に泊まる

かいごよぼう
介護予防
たんきにゅうしよせいかつかいご
短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451 円	451 円	529 円
要支援 2	561 円	561 円	656 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

かいごよぼう
介護予防
たんきにゅうしよりょうようかいご
短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	579 円	613 円	624 円
要支援 2	726 円	774 円	789 円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゅうきよしゃせいかつかいご
介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援 1	183 円
要支援 2	313 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他の
サービス

地域密着型サービス 40・41 ページ
福祉用具貸与・購入、住宅改修 42・43 ページ

しくみと加入者

介護保険料

介護保険制度改正
について

小野市独自の
福祉サービス

介護保険サービス
利用の手順

サービスの種類と
費用のめやす

介護サービス費の
自己負担と費用の支払い

小野市内の事業所マップ
と事業所一覧

介護サービス（居宅サービス）

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※費用は施設の体制などによって異なります。

※「地域密着型サービス」については 40・41 ページをご覧ください。

※自己負担は 1～3 割です。

本冊子は、自己負担 1 割の費用をめやすとして掲載しています。

※自己負担のめやすは、制度改正等により変更になることがあります。

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

きょたくかいご し えん 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

〈身体介護中心〉
●食事、入浴、
排泄のお世話
●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助中心〉
●住居の掃除、洗濯、
買い物
●食事の準備、調理 など

自己負担（1割）のめやす

身体介護 中心	20 分～ 30 分未満	244 円
	30 分以上 1 時間未満	387 円
生活援助 中心	20 分～ 45 分未満	179 円
	45 分以上	220 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助（1回）	97 円
-------------	------



自宅を訪問してもらう

ほうもん にゅうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担（1割）のめやす

1 回	1,266 円
-----	---------



ほうもん 訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割）のめやす

1 回	308 円
-----	-------



お医者さんの指導のもとのお言・管理

きょたくりょうようかん り し どう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

自己負担（1割）のめやす

【単一建物居住者 1 人に行う場合】

医師の場合（月 2 回まで）	515 円
歯科医師の場合（月 2 回まで）	517 円
医療機関の薬剤師の場合（月 2 回まで）	566 円
薬局の薬剤師の場合（月 4 回まで）	518 円
歯科衛生士等の場合（月 4 回まで）	362 円

ほうもんかんご 訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

自己負担（1割）のめやす

病院・ 診療所から	20 分～ 30 分未満	399 円
	30 分～ 1 時間未満	574 円
訪問看護 ステーションから	20 分～ 30 分未満	471 円
	30 分～ 1 時間未満	823 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

つうしょかいご 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護サービスが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個別機能訓練 ●口腔機能向上
- 栄養改善
などのメニューを
選択して利用できます。

自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設／7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56 円／1 日
- ・口腔機能向上 150 円／1 回
- ・栄養改善 200 円／1 回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

つうしょ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 口腔機能向上
- 栄養改善
などのメニューを
選択して利用できます。

自己負担（1割）のめやす

【通常規模の施設／7～8 時間未満の利用の場合】

要介護 1	762 円
要介護 2	903 円
要介護 3	1,046 円
要介護 4	1,215 円
要介護 5	1,379 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・口腔機能向上 150 円／1 回
- ・栄養改善 200 円／1 回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。



サービスの種類と費用のめやす
介護サービス（居宅サービス）

短期間施設に泊まる

たん き にゅうしょ せい かつ かい ご
短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603 円	603 円	704 円
要介護 2	672 円	672 円	772 円
要介護 3	745 円	745 円	847 円
要介護 4	815 円	815 円	918 円
要介護 5	884 円	884 円	987 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

たん き にゅうしょ りょうよう かい ご
短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	753 円	830 円	836 円
要介護 2	801 円	880 円	883 円
要介護 3	864 円	944 円	948 円
要介護 4	918 円	997 円	1,003 円
要介護 5	971 円	1,052 円	1,056 円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

- 従来型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設していない個室
- ユニット型個室：共同生活室（リビングスペース）を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。「ユニット型準個室」から名称が変更されました。
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

施設に入っている方が利用する介護サービス

とく てい し せつ にゅうきょ しゃ せい かつ かい ご
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分されます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型（一般型）】

要介護 1	542 円
要介護 2	609 円
要介護 3	679 円
要介護 4	744 円
要介護 5	813 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他の
サービス

地域密着型サービス 40・41 ページ
福祉用具貸与・購入、住宅改修 42・43 ページ

施設サービス

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※居室の違いは、38ページを参照してください。
- ※自己負担は1～3割です。
- ※自己負担は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※自己負担のめやすは、制度改正等により変更になることがあります。

生活介護が中心の施設

かい ご ろうじん ふく し し せつ とくべつよう ごろうじん
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,960円	約21,960円	約24,450円
要介護 4	約24,060円	約24,060円	約26,580円
要介護 5	約26,130円	約26,130円	約28,650円

介護やリハビリが中心の施設

かい ご ろうじん ほ けん し せつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,510円	約23,790円	約24,060円
要介護 2	約22,890円	約25,290円	約25,440円
要介護 3	約24,840円	約27,240円	約27,390円
要介護 4	約26,490円	約28,830円	約29,040円
要介護 5	約27,960円	約30,360円	約30,540円

長期療養の機能を備えた施設

かい ご い りょういん
介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,630円	約24,990円	約25,500円
要介護 2	約24,960円	約28,290円	約28,800円
要介護 3	約32,100円	約35,460円	約35,970円
要介護 4	約35,160円	約38,490円	約39,000円
要介護 5	約37,890円	約41,250円	約41,760円

しくみと加入者

介護保険料

介護保険制度改正
について

小野市独自の
福祉サービス

介護保険サービス
利用の手順

サービスの種類と
費用のめやす

介護サービスの
自己負担と費用の支払い

小野市内の事業所マップ
と事業所一覧

地域密着型サービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

※費用は施設の体制などによって異なります。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。

※自己負担は1～3割です。

本冊子は、**自己負担1割の費用をめやす**として掲載しています。

※自己負担のめやすは、制度改正等により変更になることがあります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【事業所と同一の建物に居住していない場合】

要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	745円	745円	828円
要介護 4	817円	817円	901円
要介護 5	887円	887円	971円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。



小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753円
要介護 2	890円
要介護 3	1,032円
要介護 4	1,172円
要介護 5	1,312円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	5,446円	7,946円
要介護 2	9,720円	12,413円
要介護 3	16,140円	18,948円
要介護 4	20,417円	23,358円
要介護 5	24,692円	28,298円

※要支援の方は利用できません。



認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861円
要支援 2	961円
要介護 1	994円
要介護 2	1,102円
要介護 3	1,210円
要介護 4	1,319円
要介護 5	1,427円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

【グループホーム】

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援1の方は利用できません。

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具をかりる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

月々の利用限度額の範囲内で、
実際にかかった費用の1～3割
を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方でも利用できます)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。
・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
・事業者には下記①、②が義務付けられています。
① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の品目です。

- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ●腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) | |
| ●入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等) | |
| ●簡易浴槽 | ●移動用リフトのつり具の部分 |
| ●自動排せつ処理装置の交換部品 | ●排せつ予測支援機器 |
| ●固定用スロープ | ●歩行器(歩行車を除く) |
| ●歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) | |
- 貸与と購入を選択できます。

年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※費用はいったん全額支払っていただくことになります。
※購入費の支給を受けるには申請が必要です。購入後、所定の申請書に「領収書」と「商品カタログの写し」を添付して申請してください。
※県の指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

より安全な生活が送れるように住宅をリフォームする

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく工事費の上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

(自己負担1～3割)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう

開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブの変更・戸車等の設置)

手すりの取り付け

和式便器から
洋式便器への取り替え

段差の解消

滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更

利用限度額／20万円まで(原則1回限り)

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
※引越をした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。
※本人や家族などがリフォームを行ったときには、材料の購入費のみが対象となります。

◎介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消(付帯する工事として転落防止柵の設置)
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります

◎手続きの流れ【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談・検討	事前申請	工事・支払い	払い戻し(工事完了)の手続き	払い戻し
●市の窓口やケアマネジャーに相談します。	●工事を始める前に、市の窓口にて、住宅改修が必要なる理由書や申請書、改修予定箇所の写真(日付入り)等、必要書類を提出し、改修の申請をします。	●市の審査結果を受けてから着工します。 ●改修後、写真を撮影します(日付入り)。 ●改修費用を一旦全額自己負担して事業者に支払います。	●工事が完了したら、市の窓口にて写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。	●工事が介護保険の対象であると認められた場合、20万円を限度に工事代金の9から7割が支給されます。

●住宅改造費の助成

要介護・要支援認定を受けた方または、障がい者の方が本人の身体状況に応じて、必要な住宅の改造をする際に、その費用の一部を助成します。

【対象者】 ●介護保険の要介護・要支援の判定を受けた方、または身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯のうち、以下の所得制限に当てはまる世帯

(所得制限)

- 生計中心者が給与収入のみの場合、前年分の給与収入が800万円以下
- 生計中心者が給与収入のみ以外の場合、前年分の所得が600万円以下